

消食表第 752 号  
令和 6 年 2 月 6 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）が一部改正され、同告示第2 添加物に定めるD 成分規格・保存基準各条において、新たに設定された添加物や既存の添加物の名称が変更等されたことから、「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）のうち、別添 添加物2-1の「既存添加物名簿収載品目リスト」と、別添 添加物2-3の「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」、別添 アレルゲンを含む食品に関する表示の別表2の「特定原材料等由来の添加物についての表示例」を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。